平成２５年（フ）第５１７号
広島市中区舟入町11番14号
破産者　株式会社アクア・ファイン
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８号
山口県宇部市南浜町２丁目３番６号、登記簿上の住所山口県宇部市南浜町１丁目４番29号
破産者　正伸工業株式会社
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第５４７号
熊本市東区戸島本町４番90号、商業登記簿上の本店所在地熊本県熊本市南区城南町阿高331番地１
破産者　有限会社ビー・ティー・ガーデン
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８２号
北海道石狩市花川南五条２丁目64番地
破産者　株式会社ＢＲＩＬＬＥＲ
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２９８号
岐阜市東島５丁目７番１―106号　グレイシャス東島、開始決定時の住所岐阜市日光町６丁目12番地２
破産者　河村　房江
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２２８号
岐阜県羽島郡笠松町長池558番地の１　コートリリーベル106号室
破産者　と組こと　藤郷　健司
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１８１号
静岡県浜松市西区坪井町4533番地
破産者　株式会社アールニッセイ
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
三重県志摩市志摩町越賀1800番地３
破産者　小川不二孝
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
岡山県倉敷市笹沖298番地の７
破産者　株式会社三創
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
長崎市小江原４丁目３番22号
破産者　株式会社ミウラ測量設計
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第８４号
鹿児島県曽於郡大崎町持留154番地１、申立時の住所鹿児島県曽於郡大崎町岡別府792番地１
破産者　鳥越　重子（旧姓東窪）
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６４２号
仙台市泉区南中山３丁目27番地の２
破産者　阿部　純子
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４６号
仙台市若林区若林４丁目４番15号　コーポ緑205
破産者　阿部　吉雄
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８３号
茨城県日立市東金沢町５丁目１番20号
破産者　大山俊彦こと　李　　俊彦
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９０号
茨城県日立市滑川本町３丁目３番14号
破産者　志田　博史
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４５９号
さいたま市大宮区上小町876番地、旧住所さいたま市大宮区櫛引町１丁目534番地　プレステージ櫛引101号
破産者　横溝　泰三
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７３１号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番17―405号　駅前プラザ、旧住所埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ｇ―1408
破産者　安部　　勇
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８８９号
さいたま市見沼区深作２丁目４番地２　アーバンビル201
破産者　栗谷　信彦
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７６７号
横浜市港北区日吉７丁目16番３号
破産者　丸岡　隆宏
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部